



マイナンバーカードのメリット

どんどん活用の方が広がっている「マイナンバーカード」。
多様なメリットの一部をご案内させていただきます。



メリット1

マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、マイナンバーの提示と本人確認が同時にできる唯一のカードです。



メリット2

本人確認の際の身分証明書として

運転免許証などと同様に、身分証明書として使えます。

【カードの有効期限】

- ・20歳以上は10年、20歳未満は5年。
- ・外国人住民の場合は、在留資格や在留期間によって異なります。



マイナンバーカードの交付時にもらえるカードケースに入れることでマイナンバー等は見られません。



メリット3

コンビニで各種証明書を取得

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書などをコンビニエンスストアで取得できます。

- 住民票の写し
- 各種税証明書*
- 印鑑登録証明書
- 戸籍証明書*
- 住民票記載事項証明書*
- 戸籍の附票の写し*

※コンビニ交付導入市区町村の中でも対応していない市区町村もあります。

早朝から夜
(6:30~23:00)まで
土日祝日対応
(年末年始を除く)

全国*
約50,000店舗で
取得できます。

※現在(平成29年3月1日時点)、377市区町村がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約7,178万人です。



メリット4

各種行政手続のオンライン申請に

電子証明書は様々なオンライン手続に利用できます。

確定申告がオンライン(e-Tax)のできるほか、「マイナポータル」で、行政サービスのお知らせがオンラインで届いたり、子育てに関する手続ができるようになります。



※利用には、ICカードリーダーやマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンの準備が必要です。

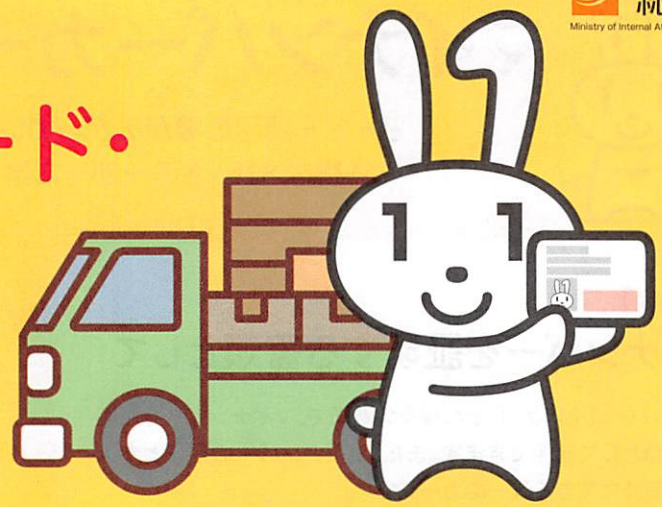
電子証明書も
活躍!



公的個人認証サービス
広報用キャラクター
マイキーくん

この他、各種民間のオンライン取引等への利用や、
様々なカードをマイナンバーカードと一体化できるようになるなど、
今後ますます便利になる「マイナンバーカード」。あなたも、ぜひご利用ください!

引っ越しの際は 「マイナンバーカード・ 通知カードの 住所変更手続き」も お忘れなく!



どちらをお持ちの場合もお手続きが必要です!

「マイナンバーカード」「通知カード」は 住所変更手続きが必要です。

マイナンバー自体は引っ越ししても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に新住所を追記する必要があります。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。

ご家族全員分のお手続きもお忘れなく!

同一世帯の住所変更手続きを、まとめて行うことも可能です。全員分の通知カードまたはマイナンバーカードを持参ください。

※代表して手続きをされる方が、同一世帯であることを確認するために、運転免許証、健康保険証等の身分証が必要となります。
※マイナンバーカードについては、全員分の暗証番号(4桁)の入力が必要となります。



マイナンバーカード
表面

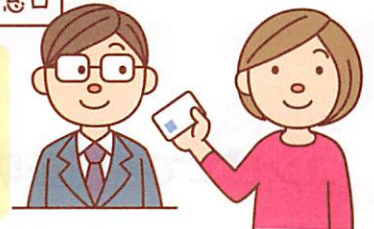


通知カード
裏面



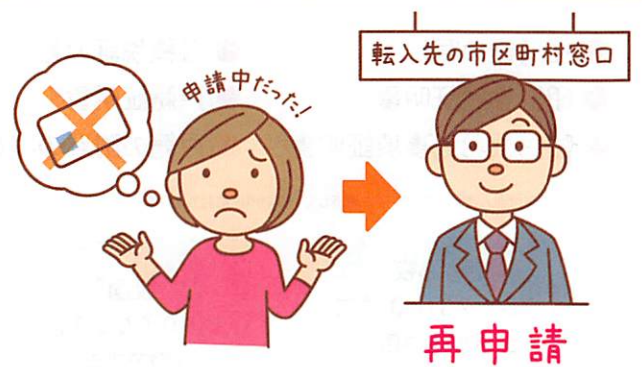
転入先の市区町村窓口

転入届を出した場合でも、マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく90日を経過すると、そのマイナンバーカードは失効となります。



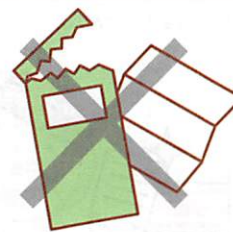
「マイナンバーカード」の交付申請中に 引っ越しをされるときは…

「マイナンバーカード」の申請から受取のお知らせをするまでには概ね1月ほどかかります。交付申請中(カード受取前)に引っ越しをされる場合、転入先で改めて申請していただく必要があります。その際には、再度顔写真を添付することなく署名または記名押印のみで申請することができますので、転入先の市区町村窓口で改めて申請手続きをしてください。



引っ越し先で「マイナンバーカード」の 交付申請をされるときは…

引っ越しに伴い住所が変わると、旧住所宛に「通知カード」と一緒にお届けしていた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できなくなります。転入先の市区町村窓口にて渡される新しい「マイナンバーカード交付申請書」を使用して交付申請を行ってください。



旧住所宛に届いた「マイナンバーカード交付申請書」は使用できません!



転入先の市区町村窓口で渡される新しい交付申請書を使用してください。

こんなとき
どうする?

「マイナンバーカードを失くしてしまったので、
マイナンバーカードを一時停止したい…」

紛失してしまった場合、マイナンバーカードの一時停止が可能です。

コールセンター 紛失によるマイナンバーカードの一時停止手続はコールセンターにご連絡ください。

発見された場合は 役所窓口

マイナンバーカードを発見した場合などマイナンバーカードの一時停止解除の手続はお住まいの市区町村窓口にて行ってください。

※コールセンターでは一時停止解除はできません。

マイナンバーに関するお問合わせは

マイナンバー総合コールセンター(フリーダイヤル)

0120-95-0178(無料)

平日/9:30~20:00 土日祝/9:30~17:30

(12月29日~1月3日を除く)

マイナンバーカード総合サイト

検索